

令和 3 年度

東淀工場排出焼却残滓等処分業務委託（概算契約）

仕 様 書

大阪広域環境施設組合

1 業務名称

令和3年度 東淀工場排出焼却残滓等処分業務委託（概算契約）

2 履行期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

ただし、本組合の指示により年末年始を含め土曜日、日曜日、祝日に業務実施する場合がある。

3 業務時間

工場積込み 8:55 から（12:00～13:00 は休憩時間）

処分地搬入 16:00 まで（北港処分地）（12:00～13:00 は休憩時間）

16:30 まで（大阪湾広域臨海環境整備センター大阪基地）

ただし、本組合の指示により、業務時間を変更する場合もある。

4 運搬物及び運搬処分量

焼却残滓 16,000 トン（予定計画量）

処分先は北港処分地（6,000 トン）及び大阪湾広域臨海環境整備センター大阪基地（10,000 トン）とするが、搬入時期は本組合の指示によるものとする。

なお、焼却残滓運搬処分総量及び各処分場への運搬量は予定計画量であり、増減することがある。

5 積込場所

東淀工場（別図1参照）

〒533-0003 大阪市東淀川区南江口 3-16-6

TEL : 06 (6327) 4541 FAX : 06 (6327) 4555

6 処分先

北港処分地

〒554-0043 大阪市此花区夢洲東1丁目地先公有水面

TEL : 06 (6467) 1101 FAX : 06 (6467) 1102

大阪湾広域臨海環境整備センター大阪基地

〒555-0041 大阪市西淀川区中島 2-10-100

TEL : 06 (6477) 3356 FAX : 06 (6477) 3357

7 使用機材

大型トラック（10トンダンプトラック）で以下の内容に合致するもの

- ①10トン程度の積載が可能でダンピングできること。
(観音開き、片開き、トレーラー、パッカー車は使用できない。)
- ②常時使用する車両(8の(3)に示す台数分)は、全て「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(自動車NOx・PM法)の特定地域での「車種規制」に適合する車両を使用すること。
- ③荷台の内法の高さが1メートル以上で容積が10立方メートル以上(いわゆる深あおりダンプ:自動車検査証に「積載物は土砂以外のものとする」と表示されている。)であること。
- ④車両の全高は3.80メートル以下であること。
- ⑤焼却残滓の飛散、落下を防止するため荷台全面を覆うコボレーン等を装備すること。

- ※ 使用する車両は、道路運送車両の保安基準に適合するものであること。コンパネや鋼板等であおりを高くさせたものやコボレーン等が荷台内側に傾かない構造にしたものは使用できない。
- ※ 上記の代車を使用する場合は、本組合担当職員と調整のうえ「代車使用届出書」(別紙4)を提出すること。
- ※ 受注者は、作業従事者に、急停車・急発進・急ハンドル等の無い安全かつ丁寧な運転を心がけるよう指導するとともに、環境への負荷が少なくなるよう考慮した運転等に努めるよう的確な指導を行い、実施させること。

8 仕様

- (1) 業務責任者は、受注者と直接雇用関係を有しているものであり、契約図書等の内容を十分理解し、さらに委託業務現場の立地条件等について把握しておかなければならない。
- (2) 作業の内容は、工場から排出する焼却残滓を「7 使用機材」の機材に積み込み、処分地まで運搬処分するものである。なお、灰積出場付近及び工場内運搬道路等を汚水等により汚損した場合にあっては、本組合担当職員と調整のうえ清掃を行うこと。
- (3) 残滓の運搬は、工場の焼却作業に支障をきたさないよう残滓の発生量に応じ、本組合担当職員の指示に従って実施するものとし、適正な配車台数の確保を行うこと。なお、1日に運搬する残滓量は、概ね50~100トンとし、立車台数は3~5台程度とする。ただし、焼却量の増減等諸事情により、残滓排出必要量が上下する場合はこの限りでない。
 なお、1台あたりの積載量は、自動車検査証記載の車両総重量と本組合の指示に従い定期的に計測された車両自重との差を最大積載量とし、最大積載量を上限として積載するものとする。
- (4) 受注者は、本作業において、道路運送法、道路交通法、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他の法令及び諸規則を遵守しなければならない。
- (5) 受注者は、本組合担当職員の指示に従い作業日報を作成すること。作成した作業日報は作業日の翌開庁日に積込場所工場の本組合担当職員へ提出するものとする。
- (6) 業務実施にあたっては、運搬経路周辺の環境障害とならないようにするとともに、工場その他の施設等に損害を与えないよう注意し、万一これらに損害を与えた場合は直ちに受注者の負担にて賠償すること。
- (7) 業務実施にあたっては、厳重に注意して運搬し、残滓の飛散、落下を防止するため、荷台全面を覆うコボレーン等を使用すること。同時に、汚水の漏れ等が生じないよう設備を施すこと。
 また、処分先への運搬にあたっては、往路、復路(各日の最終搬入後も含む)とも本組合が指定する経路(別紙1-1、別紙1-2のとおり)を通行すること。なお、高速道路利用料金の支払いはETCにより

行うこととし、経路確認のためETC使用明細（阪神高速道路株式会社その他ETCカード発行者の発行したもの）を本組合担当職員へ提出するものとする。

- (8) 本契約は概算契約とし、確定金額は、履行期間における実運搬処分量に契約単価を乗じて算出するものとする。よって、残滓発生量の増減により運搬処分量の変更を行う場合、契約単価の変更は原則として認めない。ただし、本組合の都合により処分先を変更した場合は、その処分先までの距離及び所要時間等により、処分先変更分の残滓量について契約単価の変更を行うものとする。さらに、緊急対応の構内運搬が発生した場合は設計変更の対象とする。また、当初より想定しなかった高速料金の改定があった場合は、改訂日以降、改訂後の高速料金を採用した契約単価で変更を行う。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、大阪広域環境施設組合契約規則及び大阪広域環境施設組合会計規則に従うものとし、その他は必要に応じて双方協議の上解決する。
- (10) 受注者は、契約後直ちに次の書類を大阪広域環境施設組合施設部施設管理課に提出すること。

- ① 排出焼却残滓運搬登録車両一覧表（別紙2）
- ② 運搬登録車両の自動車検査証の写し
- ③ 運搬登録車両の写真（側面およびナンバープレートが確認できる後部）
- ④ 運搬登録車両の荷台の容積がわかる図面
- ⑤ 組織表（現場管理・安全管理）
- ⑥ 車両使用承諾書（別紙3）
- ⑦ 車両購入等に関する契約書の写し（納期が明記されているもの）

ただし、契約後①～⑦に変更・追加が生じた場合は速やかにその旨提出すること。また、その他の書類であっても本組合が必要とする書類は速やかに提出すること。

なお、①、⑥は仕様書添付の様式を使用し、②～⑤及び⑦の様式は問わない。

- (11) 受注者は、契約後直ちに大阪広域環境施設組合業務委託提出一覧表にて定める書類を大阪広域環境施設組合施設部施設管理課に提出すること。

様式は大阪広域環境施設組合ホームページ

(<http://www.osaka-env-paa.jp/nyusatsu/yoshiki/itaku.html>) にて入手できる。

①業務計画書

(ア) 受注者は業務委託の実施にあたり、作業内容、手順、作業方法、安全対策などについて監督員と十分調整の上、業務計画書を作成提出し、これを遵守し委託の履行にあたらなければならない。

(イ) 業務計画書には、本仕様書に基づき下記事項を記載するものとする。ただし、業務実施に不要な事項は省略できる。

- (1)業務概要 (2)実施方針 (3)業務実施計画 (4)業務工程 (5)業務組織
- (6)連絡体制(緊急時含む) (7)使用機材の種類・名称等 (8)その他必要事項

②業務記録写真

(ア) 受注者は、下記の写真管理基準に基づき毎回の実施状況を、原則としてそれぞれ同じ位置、同じ方向から撮影すること。

(イ) 業務写真帳は、業務順序に従い整理するものとする。

(ウ) 業務写真は、カラープリントで通常のL判程度とする。ただし、複数部の提出が必要となる場合は、カラーコピーとすることができる。

<写真管理基準>

種 別	撮 影 内 容	撮 影 頻 度	備 考
業務実施状況	運搬状況（積込時・計量時）	各月 1 回以上	撮影日時については 監督員と協議

- (12) 大阪湾広域臨海環境整備センター大阪基地への運搬処分にあたっては別紙 1-2 を遵守すること。
 なお、残滓運搬処分量の確認については、本組合施設の計量によることとする。ただし、受注者に瑕疵が無く、基地において持帰り指示等を受け、運搬処分ができなかった場合、全量持帰り時には積込時に本組合施設にて計量した数量を、一部持帰り時には基地の受入数量と積込時に本組合施設にて計量した数量との差引量を持帰り量とし、運搬処分量として確認する。
- (13) 北港処分地までは本組合が指定する経路（別紙 1）を通行すること。
- (14) 北港処分地では、処分地の区域から退出する前に搬入車両のタイヤ等を洗うため、足洗い場にタイヤ洗浄機を設けている。本業務の搬入車両についても、処分地外へ退出する際は必ず汚れたタイヤ等を運転者が洗い落とすこと。また、足洗い場は清潔に使用することとし、洗い落とした残滓などは適正に処理するとともに、不備等があった場合などは、本組合北港事務所職員に連絡すること。
- (15) 応札にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に公告文に記載の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本組合の解釈によるものとする。
- (16) 夢洲地区（北港処分地）は、一部通行規制区域となるため、大阪港湾局が発行する通行許可証が必要となり、許可証を夢洲地区出入口で提示のうえ通行することとなる。通行許可証は、発注者が貸与する。
- (17) 焼却工場では自動計量を実施しており、自動計量システム IC カードが必要となる。受注者から提出される排出焼却残滓運搬登録車両一覧表（別紙 2）に基づき、発注者が発行のうえ貸与する。

9 担当

大阪広域環境施設組合 施設部施設管理課

特記事項

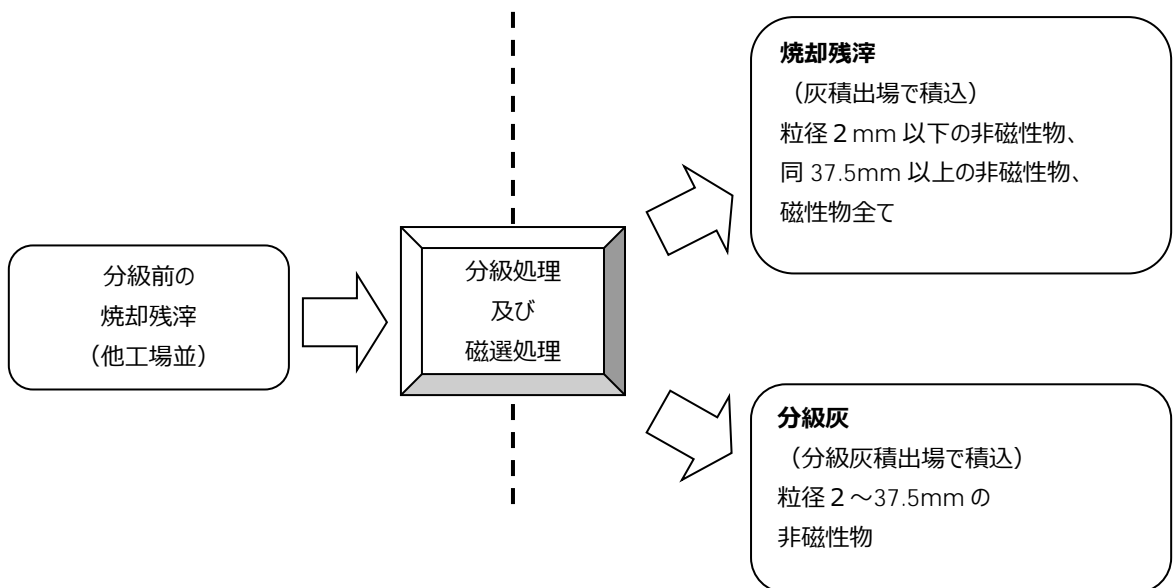
1. 東淀工場内における残滓等の積出場所について

東淀工場内における残滓等の積出場所は別図 1 の 1 階平面図に記載のとおり（図面中央部よりやや北側の楕円部分内）である。南側が焼却残滓を扱う灰積出場、北側が分級灰を扱う分級灰積出場であり、場所が隣接しているので誤ることのないよう注意すること。

2. 分級灰の性状について

分級灰とは、通常の焼却残滓に分級（ふるい分け）処理及び磁選処理を行い、粒径 2 ～ 37.5mm の非磁性物を選別したものである。比重等は通常の焼却残滓と大差ないが、粒度分布の幅が狭いことから流動性は高くなっている。

なお、分級設備の稼動状況によっては本来分級灰側となる粒径 2 ～ 37.5mm の非磁性物が焼却残滓として排出されることがある。



3. 焼却残滓の積込みについて

焼却残滓の搬出方式はピット&クレーン方式（他工場と同様）である。積込みにあたっては、搬出車の運転手より積込量等の連絡を受けたうえで灰クレーン運転員が積込む手順となり、他工場と同様である。

4. 分級灰の積込みについて

分級灰の搬出方式は開閉式ホップ（容量は概ね10トン）への貯留方式であり、空のホップに10トンの分級灰を貯留するには1時間を要する構造となっていることから、一度分級灰を積込んだ後、次回の積込みを行うまで1時間程度の時間が必要である。

焼却残滓と異なり、分級灰は事前にホップに規定量を貯留しておく方式であるため、積込み時点で車両に応じて積込み量を減少させることはできない（増加は可能であるが、1トンあたり6分程度の時間が必要）。規定量については契約後に協議のうえ決定することとするが、原則として登録車両のうち最大積載量が最小である車両の最大積載量を上限値とする。

また、分級灰の積込みにあたっては、分級灰積出場の壁面に設置されている操作盤の積出ホップ開ボタンを搬出車の運転手が直接操作することとなる。操作は容易なものであるが、積出ホップ内に規定量が貯留されているか、事前に表示ランプを確認する必要がある。具体的な手順については、契約後に受注者に連絡する。

5. 搬出にあたっての焼却残滓と分級灰の選択について

特定の1日に搬出する焼却残滓と分級灰の合計量及び立車台数については、基本的に1週間分を前週金曜日までに連絡する（他工場と同様）ものとするが、焼却残滓と分級灰のそれぞれの量については搬出当日の朝までに決定のうえ別途連絡するものとする。

焼却残滓と分級灰をそれぞれの車両に積込むかについては、各車の最大積載量及び連絡した内訳数量の範囲内で受注者が決定するものとするが、直前に焼却残滓を運搬した車両が分級灰を積込む場合にあっては、混合を避けるため、事前に積出場付近の地流しにより荷台の水洗いを行い、十分に焼却残滓を洗い流してから分級灰を積込むものとする。また、その場合にあっては洗い流した焼却残滓は受注者の責任において適切に処分すること。

なお、それ以外の場合（積込み対象が変わらない場合及び直前に分級灰を運搬した車両が焼却残滓を積込む場合）にあってはそのような措置は不要である。

6. 北港処分地内での取り扱いについて

焼却残滓と分級灰の処分先は共に北港処分地であるが、処分地内における積下し先が若干異なる。具体的な積下し場所については北港処分地職員の指示に従うこと。

コンプライアンスに係る特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者及び受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成27年条例第5号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、本契約について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（大阪広域環境施設組合総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第11条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（大阪広域環境施設組合総務部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

（不当要求の取扱い）

第6条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（大阪広域環境施設組合総務部総務課）に報告しなければならない。

※大阪広域環境施設組合総務部総務課

（連絡先：06-6630-3185）

（発注者：大阪広域環境施設組合 受注者：請負者又は受託者）

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

(1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱（平成 26 年制定。以下「要綱」という。）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2) 受注者は、要綱第 2 条第 8 号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から要綱第 13 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本組合監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本組合に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、大阪広域環境施設組合競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本組合が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

車両使用に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき輸送を行う際に使用する自動車（乗用車、軽自動車、二輪車を除く）は車種規制適合車等[※]でなければならない。

※「車種規制適合車等」とは大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「府条例」）第40条の14第9項に定める排出基準に適合している自動車及び経過措置対象車をいう。

- 2 荷物又は廃棄物等の輸送に際して、本組合職員が適合車等標章交付請求書のコピー[※]の提示を求めた場合には、協力すること。

※「適合車等標章交付請求書のコピー」とは、府条例施行規則第16条の24に基づいて、大阪府に提出した適合車等標章の交付請求書のコピーをいう。

【 再委託に係る特記仕様書 】

- 1 業務委託契約書（經常型、成果物型、長期継続契約用）第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

（1）委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

- 4 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

- 5 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪広域環境施設組合競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

大阪広域環境施設組合業務委託提出書類一覧表【共通指定様式】

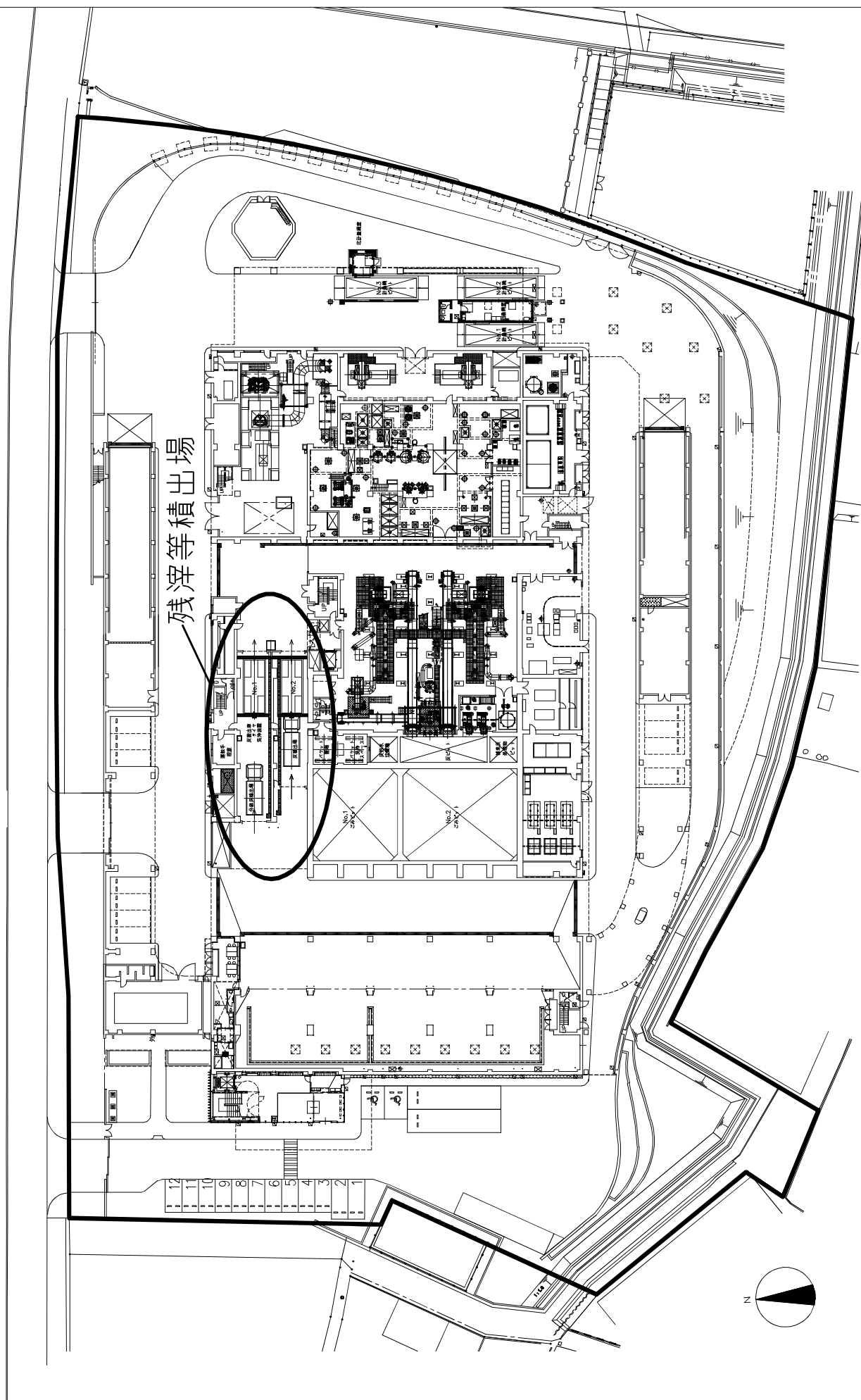
【経常型（契約の目的が行為の給付であるもの）・単価契約・長期継続契約】

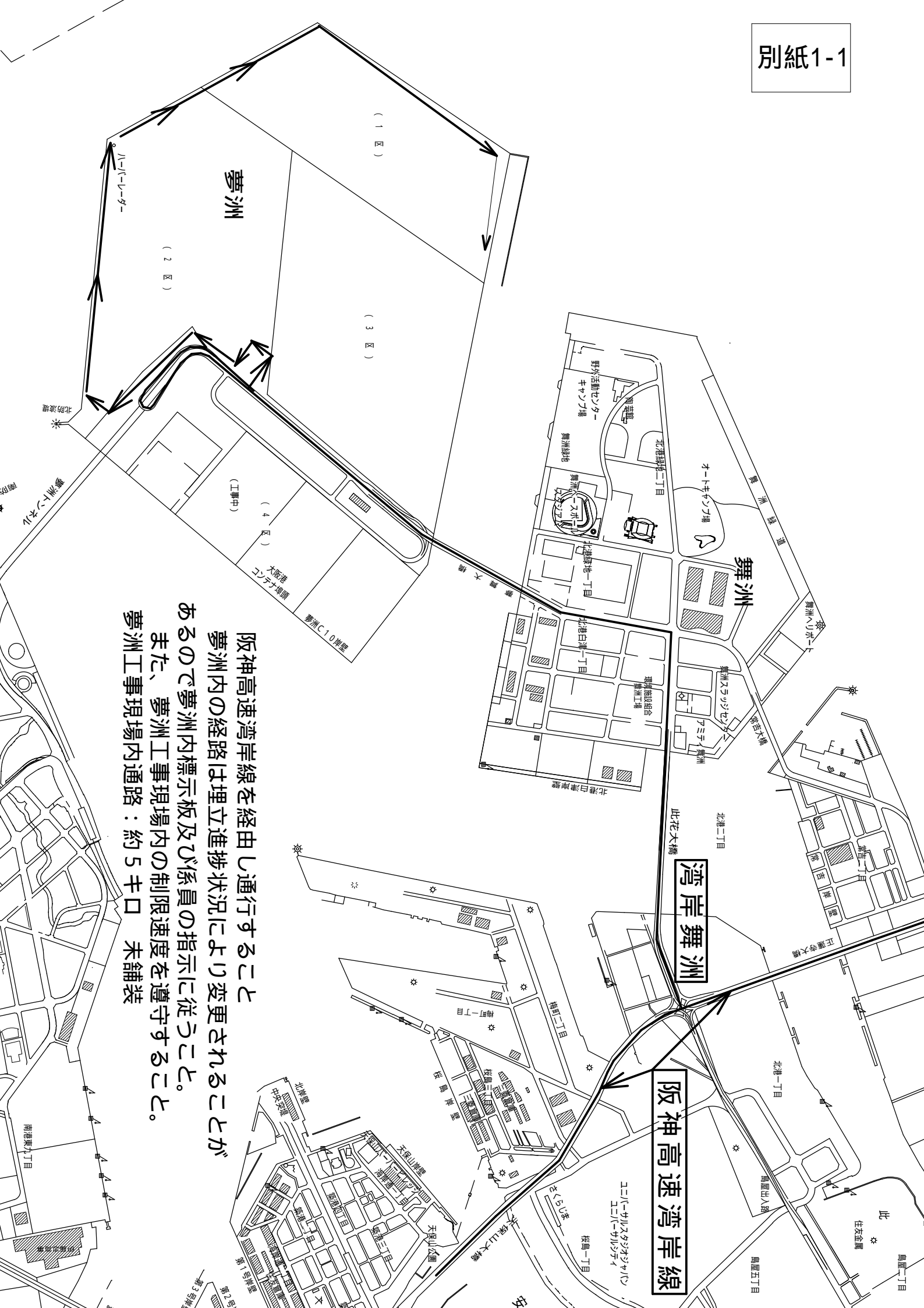
（令和元年10月1日 改正）

番号	書類名	提出部数	提出期限	摘要	様式
1	業務着手通知書	1	契約締結後遅滞なく		様式-1
2	業務工程表	1	契約締結後14日以内	業務委託契約書第4条第1項による。	様式-2
3	業務責任者通知書	1	契約締結後遅滞なく	業務委託契約書第19条第1項による。	様式-3
4	業務責任者変更通知書	1	変更後遅滞なく	業務委託契約書第19条第1項による。 変更が生じた場合に、変更理由を記入のうえ提出する。	様式-4
5	業務責任者経歴書 (当初・変更)	1	契約締結後遅滞なく	仕様書に定めがある場合に提出する。 該当する本人が記入のうえ提出する。 変更の場合は、変更後遅滞なく。	様式-5
6	「受注者に所属することを証する書面」届出書 (当初・変更)	1	契約締結後遅滞なく	健康保険被保険者証、住民税特別徴収税額通知書等により雇用関係が確認できるものの写しを添付する。 変更の場合は、変更後遅滞なく。	様式-13
7	職務分担表	1	契約締結後遅滞なく	仕様書に定めがある場合に提出する。	様式-14
8	内訳明細書	1	監督職員の指示による	仕様書に定めがある場合又は監督職員より指示がある場合 監督職員が指定する様式により作成	
9	再委託承諾申請書	1	業務の一部を再委託させようとするとき	【共通】 業務委託契約書第16条による。	様式-16
10	再委託業者通知書	1	再委託業者契約締結後遅滞なく	【共通】 業務委託契約書第16条による。	様式-17
11	業務計画書	1	契約締結後15日以内	業務計画書の記載内容については、事前に監督員と協議し、承諾を得ること。打合せ時に要する部数を別途用意すること。	様式-18
12	業務打合せ書	1	打合せの都度	業務委託契約書第3条による。 発注者と受託者の間で指示等及び協議の内容をとりかわす書面。	様式-19
13	貸与品借用書	1	引渡日から7日以内	業務委託契約書第22条第2項による。	様式-22
14	貸与品返納書	1	貸与品返納日	業務委託契約書第22条第4項による。	様式-23
15	事故報告書	1	事故発生後速やかに	業務委託契約書第5条第1項による。 業務履行中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、事故報告書を提出する。	様式-24
16	履行期間延長請求書	1	延長の必要が生じた場合。ただし、完成期限14日以前	業務委託契約書第28条による。	様式-25
17	部分払(第 回中間)検査願	1	出来高基準年月日以降	業務委託契約書第39条第1項に基づき検査を希望する場合。	様式-29
18	業務完了通知書	1	業務完了の日	業務委託契約書第36条第1項による。	様式-31
19	業務成果引渡書	1	引渡しの日	業務委託契約書第36条第4項に基づき引渡しを行うとき。(検査合格日)	様式-32
20	業務委託検査指示事項 処置確認書	1	処置完了後速やかに	検査で処置等の指示を受けた場合に作成し提出する	様式-34
21	請求書	1	検査合格後速やかに	業務委託契約書第38条第1項及び第39条第5項に基づき請求する場合。	様式-35

提出期限については、特記仕様書等に定めがある場合を除き、土曜日・日曜日・祝日を含む。

東淀工場 1階平面図





阪神高速湾岸線を經由し通行すること
夢洲内の経路は埋立進捗状況により変更されることが
あるので夢洲内標示板及び係員の指示に従うこと。
また、夢洲工事現場内の制限速度を遵守すること。
夢洲工事現場内通路：約5キロ 未舗装

6 廃棄物の搬入

廃棄物の搬入に当たっては、「受入の手引」に従うほか、次に掲げる事項を遵守してください。

- ① 搬入車両
 - ・ 搬入に際して、センターが指定したステッカー（小）を車体の前面にステッカー（大）を進行方向左側側面に常時付けること。
 - ・ ダンプングできる車両（観音開き・片開きは不可）で搬入すること。
 - ・ ダンプアップ時の地上最高高さは、6.8m未満とすること。
 - ・ 搬入車両の大きさは、計量ブースに設置されたトラックスケール（縦7.9m、横2.8m）で計量可能なものであること。
 - ・ 搬入車両は常に車両整備及びタイヤ、ボディの洗浄を行うこと。
 - ・ 排ガス規制の遵守、可能な限り低公害車の導入に努めること。
 - ・ 産業廃棄物の運搬委託を受け搬入を行う車両は、所轄庁に登録されているものであること。
- ② 積み込み
 - ・ 積載制限量を守ること。
 - ・ 契約した廃棄物であること。
 - ・ 廃棄物の混載をしないこと。
 - ・ 廃棄物は、最大径概ね30センチ（廃プラスチック類は15センチ）以下であること。
 - ・ 積載物の落下及び飛散防止のために、荷台の全面を覆うことができる車両（全面を覆うことができるコボレーン車）の使用又は全面シートカバー等で覆蓋すること。また、搬入後、帰路においても飛散防止に努めること。
 - ・ 飛散する廃棄物は、投入時の飛散防止のため適当な湿度を持たせること。
 - ・ 廃棄物の温度が高い場合は、十分に養生し、安全な温度に下げること。
- ③ 運行
 - ・ 「指定した運搬経路」を通ること。
 - ・ 廃棄物処理法、交通法規及びその他の法令を遵守すること。
 - ・ 沿道住民の要望により、基地には早朝及び混雑時は避けること。
また、基地近傍の路上に駐停車しないこと。
- ④ 受付
 - ・ 職員の誘導、指示に従うこと。
 - ・ 受付ゲートの前で荷台のシート等を自ら取り除くこと。また、コボレーン車にあっては、ゲート前で覆蓋部が完全に開き終わったことを確認してから進行すること。
 - ・ 「搬入車証」を提示すること。
 - ・ 産業廃棄物の搬入には、マニフェストを持参すること。マニフェストを持参されない場合は搬入できません。
- ⑤ 検査・投入
 - ・ 目視検査及び必要に応じて展開・分析検査を受けること。
 - ・ 職員の指示に従い、「車止め（高さ30センチ）」に注意し、搬入者自ら投入すること。
- ⑥ その他
 - ・ 基地の受入体制の都合により、搬入を制限する場合があります。
 - ・ 計器類及びコンピューターの誤作動防止のため、構内で無線を使用しないこと。
基地への入場の際は、電源を切っておくこと。

***以上のことが守れないときは、搬入廃棄物を持ち帰っていただくなど、搬入を認めません。**

***また、埋立処分委託契約を解除することがあります。**

7 指定した運搬経路

廃棄物の運搬経路は、次のとおりとします。

経路番号	経路	対象区域
①	大阪池田線	大阪市（西淀川区、淀川区、東淀川区）
②・③	最寄の高速道路経由→ 阪神高速道路湾岸線	大阪市（西淀川区、淀川区、東淀川区を除く。）、 豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、 箕面市、摂津市、島本町、豊能町、能勢町

注意事項

- 基地のある大阪工業団地内では、搬入車証の裏面に示すルートを通行すること。
- 台風等により基地所在地に気象警報が発表されたときは、廃棄物の搬入を停止することがあります。
気象警報：暴風警報、高潮警報
なお、次の場合は、事前に通知することなく廃棄物の搬入を停止します。
 - ・気象警報が発表され、かつ、大阪市から避難勧告が出されたとき。
 - ・津波警報が発表されたとき。
 また、搬入の再開に当たり基地設備の被害の発生、基地の冠水など受入に支障が生じる場合は、搬入を停止することがありますので、事前にお問い合わせください。

8 指定したステッカー

基地に廃棄物等を運搬するときは、次のステッカーを搬入車両に付けてください。



黄



赤

大阪基地搬入ルート図（円内は、搬入車証の裏面を参照）



- 高速道路
- 一般道路
- 通行禁止路線

(_____ 工場排出焼却残渣処分業務委託 (概算契約))

(_____) 工場 排出焼却残渣運搬登録車両一覧表

以下の車両を届け出ます。

受注者名 _____

登録車両番号	車種(t)	運転者名	提出書類	備考
-			車検証・写真・荷箱図面・計量証明	
-			車検証・写真・荷箱図面・計量証明	
-			車検証・写真・荷箱図面・計量証明	
-			車検証・写真・荷箱図面・計量証明	
-			車検証・写真・荷箱図面・計量証明	
-			車検証・写真・荷箱図面・計量証明	
-			車検証・写真・荷箱図面・計量証明	
-			車検証・写真・荷箱図面・計量証明	
-			車検証・写真・荷箱図面・計量証明	
-			車検証・写真・荷箱図面・計量証明	
-			車検証・写真・荷箱図面・計量証明	
-			車検証・写真・荷箱図面・計量証明	
-			車検証・写真・荷箱図面・計量証明	
-			車検証・写真・荷箱図面・計量証明	
-			車検証・写真・荷箱図面・計量証明	
-			車検証・写真・荷箱図面・計量証明	
-			車検証・写真・荷箱図面・計量証明	
-			車検証・写真・荷箱図面・計量証明	
-			車検証・写真・荷箱図面・計量証明	

記入欄が足りない場合はこの用紙を複写して使用してください。

【 _____工場排出焼却残渣処分業務委託】

令和 年 月 日

車両使用承諾書

大阪広域環境施設組合
事務局長 様承諾者 住所 _____
氏名 _____ (印)

私の所有（使用）する車両を下記のとおり使用することを承諾します。

なお、当該車両の運行にあたり事故が発生した場合はその責任者は下記の使用者において一切の責を負うものとします。

記

1. 車 種 10トン ダンプトラック
2. 登録番号 _____
3. 使用目的 一般廃棄物の運搬
(_____工場排出焼却残渣処分業務委託)
4. 使用期間
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
5. 使用者
住所 _____
氏名 _____

以上

代車使用届出書

令和 年 月 日

大阪広域環境施設組合
事務局長 様

住所又は事務所所在地

受注者 商号又は名称

印

氏名又は代表者氏名

正規車両が納車されるまでの間、下記のとおり、代車の使用を届けます。

記

代車車両番号	
代車使用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
正規車両の入手方法 (いずれかに 印を付けてください)	新車購入・中古車購入・改造・貸借・リース契約 ・その他 ()
正規車両の納入日	令和 年 月 日
備考	

以上

- 注1) 代車使用期間中に代車が入れ替わる場合は速やかに届出ること。
注2) 代車1台につき、この届出用紙1枚を提出すること。
注3) 正規車両と同様に 使用予定車両の自動車検査証の写し、使用予定車両の写真(側面およびナンバープレートが確認できる後部)、使用予定車両の荷台の容積がわかる図面等の必要書類と加えて、正規車両の入手方法を証明する書類【発注書・契約書の写しなど】を必ず添付すること。
注4) 代車使用終了する7日前までに正規車両を所定の手続きに基づき施設管理課に届出ること。

明細書

東淀工場

処分先	数量(ト)	単価 (円)	金額 (円)	備考
北港処分地	6,000			
大阪湾広域臨海整備センター 大阪基地	10,000			
計				
消費税及び地方消費税額				
合計				